



市 からの 連絡帳

6月30日締切！臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付

お手元に申請書がある方は、至急申請してください。期限内に申請が行われなかったときは、給付金を受け取れません。

◆臨時福祉給付金窓口
☎042-497-4976

年金・子育て・福祉

国民年金保険料後納制度

過去5年間で納め忘れた（一部免除承認済一部未納分含む）保険料を、平成30年9月までに☎へ申請することで納められます。支払額は当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。※高齢基礎年金受給者は利用不可
※過去2年以内（使用期限内）の納付書は利用できます。後納制度の申請は不要です。加算額は付きません。

☎武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411

◆保険年金課☎
☎042-460-9825

幼稚園児などの保護者への補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」の申請を受け付けます。

☎本市に住民登録がある3～5歳児（平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれ）を幼稚園などに通園させている保護者、または満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者

☎●市内に通園…幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」を指定日までに幼稚園などへ

●市外に通園…認め印を持参のうえ、同じく申請書を子育て支援課（田無庁舎1階）・市民課（保谷庁舎1階）へ
※6月下旬までに申請書が配布されない場合は下記へご連絡ください。

☐申請期間
7月3日（月）～7日（金）午前9時～午後5時

☐添付書類

- 共通…マイナンバー関係書類（個人番号確認書類・本人確認書類）
- 生活保護受給世帯…生活保護受給証明書
- 平成29年1月2日以降に本市に転入した方…平成29年度課税証明書
- 平成29年1月1日現在、海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書（平成28年1月1日～12月31日に支払われた給与などの支払い証明書）

※新制度に移行した幼稚園に通っている場合は一部内容が異なります。詳細は、下記へお問い合わせください。

◆子育て支援課☎
☎042-460-9841

介護保険負担限度額認定証の更新

平成28年度介護保険負担限度額認定証（介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証）の有効期限は7月31日です。

8月（平成29年度）以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、8月31日（木）までに更新の手続きをしてください。※平成28年度の認定者宛てに市から申請書を送付済

◆高齢者支援課☎
☎042-438-4030

生活つなぎ資金貸付

急を要する事情で一時的に金銭的に困りの方へ貸付を行います（上限2万円）。※貸付には条件があります。詳細は、お問い合わせください。

◆生活福祉課☎
☎042-438-4022

くらし

社会教育関係団体への補助金

市内で社会教育活動をしている団体（体育団体を除く）が行う事業経費の一部を補助します。希望する団体は、事前に来庁日を予約のうえ申請してください。

☎6月19日（月）～7月7日（金）に、申請内容について説明できる方が社会教育課（保谷庁舎3階）へ申請書を持参（郵送不可）
※申請書は同窓口で配布
※相談は随時受付（事前電話予約）

◆社会教育課☎042-438-4079

自治会・町内会などへの補助金

市内の自治会・町内会などが実施する地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動を対象に事業費の一部を補助します。

☎市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

☐補助金上限額 ①と②の合計

- ①団体割額：1万2,000円
- ②世帯割額：200円×加入世帯数

※1,000円未満は切り捨て

☐申請受付 第1回：7月3日（月）～31日（月）、第2回：10月2日（月）～31日（火）

☎申請書類を期間中に協働コミュニティ課（保谷庁舎3階）へ持参
※詳細は、お問い合わせください。

◆協働コミュニティ課☎
☎042-438-4046

生ごみ減量化処理機器の購入助成金制度の廃止

平成29年度をもって生ごみ減量化処理機器の購入助成金制度が廃止されます。助成枠に限りがありますので、生ごみ減量化処理機器の購入を検討している方は、購入前に下記へお問い合わせください。

◆ごみ減量推進課☎042-438-4043

募集

公民館専門員（嘱託員）（8月1日付採用）

☎☎ 次のいずれかに該当する方・若干名

- 社会教育主事（主事補）または教員免許（小・中・高のいずれか）がある
- 社会教育関係施設に3年以上勤務経験がある

☐報酬 月額17万2,800円
☐選考 面接（7月10日（月））

☐募集要項 6月19日（月）～7月4日（火）に、公民館・職員課（田無庁舎5階）・保谷庁舎1階総合案内・市☎で配布
☎7月4日（火）午後5時までに下記へ持参
※詳細は、募集要項をご覧ください。

◆柳沢公民館☎042-464-8211

学童クラブ指導員補助（夏季限定臨時職員）

☎☎ 18歳以上（高校生を除く）の方・30人程度

☐勤務時間 7月21日（金）～8月31日（木）の平日午前8時30分～午後6時、1日7時間45分以内
※期間中、継続的に勤務できる方を優先

☐勤務地 市内学童クラブ

☐賃金（時給） 1,060円（保育士・教諭免許など有資格者）、990円（無資格者）

☎7月5日（水）（必着）までに、市販の履歴書（写真貼付）、資格証明書の写し（有資格者のみ）を☎188-8666市役所児童青少年課へ郵送または持参（田無庁舎1階）
※既に都合の悪い日がある場合は、履歴書に記載してください。
※詳細は、お問い合わせください。

◆児童青少年課☎042-460-9843

地域公共交通会議市民委員

☎西東京市交通計画の進行管理や、市内公共交通などの検討

☎☎ 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方・2人
※ほかの審議会委員などとの兼任不可

☐任期 8月ごろから2年間

☐会議数 年2～5回程度（平日開催）

☐謝礼 1回2,000円

☎6月30日（金）（必着）までに、作文「西東京市の公共交通について」（800字以内）に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、☎202-8555市役所都市計画課へ郵送・Eメール・持参（保谷庁舎5階）

◆都市計画課☎042-438-4050
✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

文化芸術振興推進委員会市民委員

☎文化芸術振興計画の策定や計画事業の推進および評価

☎☎ 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方・2人
※ほかの審議会委員などとの兼任不可

☐任期 8月から1年間

パブリックコメント 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。
全文は、情報公開コーナー（両庁舎1階）・市☎でご覧になれます。

事案名 西東京市交通安全計画（素案） ◆道路管理課☎042-438-4055	
【公表日】5月29日 【募集期間】12月15日～1月14日 【意見件数】4件（5人）	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
ひばりヶ丘駅南口からひばりが丘団地へ向かう中原通りは、交通量が多いのに歩道がなくガードレールもない。インター交差点からひばりが丘団地入口、中原小学校正門前までの中原通りの拡幅と歩道整備を早急をお願いしたい。（2件）	今後、都市計画道路の整備を推進し、通過交通が生活道路に流入することを抑制するとともに、日常的に利用する主要道路での歩道の整備などの安全対策に努めます。
幅員4m以下の生活道路には、速度制限の標識設置の検討をしてほしい。また、通り抜け道路となっている区間には、スピードダウンのための一時停止標識の設置を検討してほしい。（1件）	生活道路での交通事故を防止するため、区域を定めて速度規制と、そのほかの安全対策を必要に応じ組み合わせ、区域内を抜け道として通行する行為の抑制をします。
自転車、車道から歩道へ車線変更や左折をする際、縁石の高いところが多く困難。縁石の段差をなくし傾斜してほしい。（1件）	縁石には、高齢者や視覚障害者が歩道と車道を識別するための役割があります。その上で、自転車の走行環境の快適化を図るため、路側帯の凸凹の解消に努めるとともに、自転車の走行空間を分かりやすくする整備などを推進していきます。
自転車の無法・無謀走行が目立ち、事故を度々目撃する。交差点では信号無視や急な進入が常態化しており、早急に対処してほしい。また発生した事故を徹底的に解析して効果的な再発防止策を講じるとともに、事故多発地点や地域を絞り込んで現地での摘出・指摘・指導を強化すべき。交通巡視員の配置強化などの検討も。（1件）	歩道を暴走する自転車をなくすため、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発・キャンペーンなどの取組を通じた交通ルールの順守と運転マナーの向上を図ります。また、交通事故の発生状況を踏まえながら道路整備などの機会を捉えた自転車通行環境の整備を進めていきます。交通巡視員の配置強化のご提案は、田無警察署へお伝えします。

国民健康保険料の軽減対象が拡大

国民健康保険料は、①前年の所得に応じた所得割額 ②加入人数に応じた均等割額 ③世帯ごとの平等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、②と③が軽減されます。

政令の改正により、平成29年度から軽減判定に使う所得（軽減判定所得）の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えました。

◆保険年金課☎042-460-9822

☐改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[26万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下	前年中の軽減判定所得が33万円＋[27万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下	5割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[48万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下	前年中の軽減判定所得が33万円＋[49万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下	2割

●保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（旧国保被保険者）の所得および人数も含めます。

●青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。

●65歳以上（1月1日時点）の方は、公的年金などの所得から15万円を控除します。

●譲渡所得の特別控除は適用しません（雑損失の繰越控除を適用）。